



# 島根県報

令和元年12月24日（火）

号外 第 9 0 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【病院局規程】**

島根県病院局職員の給与に関する規程の一部改正 2

**【教委規則】**

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課) 2

**【人委規則】**

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 4

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 5

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 7



める。

第37条第3項中「前条第3号」を「第35条第3号」に改める。

別表第7の2アの表中

46	を	45	に、
46		46	
47		46	
47		46	
48		47	
48		47	
49		47	
49		48	
50		48	
50		48	
51		49	
51		50	
52		51	

62	を	61	に、
62		62	
63		62	
63		62	
64		63	
64		63	
65		63	
65		64	
65		64	
65		64	

65	を	65	に、	66	を	66	に、	67	を	67	に、
66		65		67		66		68		67	
66		65		67		66		68		67	
66		65		67		66		68		67	
66		65		67		66		68		67	

69	を	68	に改める。

42	41
----	----

別表第7の2イの表中	を	42	に改める。
		43	
		43	
		44	
		44	
		45	
		45	
		45	
		46	
		46	
		46	
		47	
		47	
		42	
		42	
		43	
		43	
		43	
		44	
		44	
		44	
		45	
		45	
		46	
		46	

**附 則**

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則（別表第7の2アの表の改正規定及び別表第7の2イの表の改正規定に限る。）による改正後の市町村立学校の教職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成31年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の市町村立学校の教職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない教職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から令和2年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教職員（個別に教育委員会の承認を得て号給を決定することとされている教職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける教職員との均衡上必要があると認められる教職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

**人 事 委 員 会 規 則**

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月24日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

**島根県人事委員会規則第12号**

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の3中「第6条の2第1項」を「前条第1項」に改める。

第6条の8中「第6条の7第3号」を「前条第3号」に改める。

第12条の12の2第2項第1号及び第3項中「第12条の12の3第1項第1号括弧書」を「次条第1項第1号括弧書」に改める。

第12条の15の2第2号中「(昭和22年法律第26号)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月24日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

島根県人事委員会規則第13号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年島根県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第27中

22	21	29	28
22	22	29	29
22	22	30	29
23	22	30	29
23	22	31	30
23	23	31	30
24	23	32	30
24	23	32	31
24	23	33	31
25	24	33	31
25	24	34	32
25	24	34	32
26	24	35	33
26	25	35	33
26	25	36	34
27	26	36	34
27	26	37	35

に、

別表第28中

38	37	46	45	58	57
39	38	47	46	58	58
40	38	48	46	59	58
41	39	49	47	59	58
41	39	50	47	60	59
42	40	51	48	60	59
		52	48	61	59
		53	49	61	60

に、

42
43
43
44

40
41
42
43

53
54
54
55
55
56

50
51
52
53
54
55

61
62
62
62
63
63

60
60
61
61
62
62

」

」

」

」

」

」

「

「

26
26
27
27
28
28
29
29
30
30
31
31
32

25
26
26
26
27
27
27
27
28
28
28
29
30
31

を

に改める。

」

」

「

「

「

「

「

「

26
27
28
28
28

25
26
26
27
27

を

に、

を

に、

を

に改

29
29
29
29
29
30

28
29
29
29
29
29

31
31
31
31
31
32

30
31
31
31
31
31

」

」

」

」

」

」

める。

「

「

42
42
43
43
44
44
45
45
45
46
46

41
42
42
42
43
43
43
44
44
44
45

を

に改める。

別表第30中

46	45
47	46
47	46

**附 則**

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。  
(経過措置)
- 平成31年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- この規則の施行の日から令和2年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月24日

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

**島根県人事委員会規則第14号**

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第15条第4項第2号中「第14条」を「前条」に改める。

第33条の3中「第33条の2第1項」を「前条第1項」に改める。

第36条の12の2第2項第1号及び第3項中「第36条の12の3第1項第1号括弧書」を「次条第1項第1号括弧書」に改める。

第40条第1項第1号中「（昭和24年法律第1号）」を削る。

第52条中「第51条の2」を「前条」に改める。

別表第9の3中

「	42	「	41	を	41	に改める。
	43		42		42	
	44		42		42	
	45		43		43	
	45		43		43	
	46		44		44	
	46		44		44	
	47		45		45	
	47		46		46	

48

47

## 附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則（別表第9の3の改正規定に限る。）による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成31年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教育職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教育職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の県立学校の教育職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない教育職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和2年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教育職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教育職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている教育職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける教育職員との均衡上必要があると認められる教育職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。